

声明

核兵器禁止条約が来年1月22日に発効

日本政府は、直ちに批准し、戦争被爆国政府にふさわしい役割を果たせ！

10月24日、ホンジュラスが核兵器禁止条約への50番目の批准書を寄託し、同条約は来年1月22日に発効することが確定した。

核兵器禁止条約は「核兵器の開発、実験、製造、生産、獲得、保有、貯蔵。…核兵器を使用するとの威嚇」をも禁じている。さらに「核兵器の使用または実験で被災された人に対し、医療、リハビリテーションおよび心理的な支援の提供」も定めている。

ここに至るまでには、とくに広島、長崎の被災者の痛切で重い訴えが続けられてきた。被爆から75年、ついに核兵器が非人道的兵器であるとして違法化された。

しかし、核兵器の廃絶には、核兵器保有国や核兵器依存国の条約参加が不可欠である。「核抑止力による安全保障」なるものは、まったく「幻想」でしかないことを歴史が証明している。「核抑止力」により核兵器開発が進み、核保有国が増え、「終末時計が残り100秒」なる事態を招いた。

日本政府は、いま唯一の戦争被爆国の政府として、きわめて重要な役割を果たす義務を負っている。日本政府は核兵器禁止条約を直ちに批准し、第一回批准国会議に向けて、核兵器保有国や核兵器依存国を説得し、核兵器廃絶に向けた歩みに大きな役割を果たすべきである。

非核の政府を求める京都の会は、今後とも「核兵器のない世界、原発のない日本をめざして」あらためて全力を尽くすことを約束する。

2020年10月27日

非核の政府を求める京都の会
常任世話人代表 望田幸男